○内閣府告示第　　号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

令和五年　　月　　日

内閣総理大臣　岸田　文雄

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（被災した住宅の応急修理） 第七条　法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。 一　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 イ　災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。 ロ　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とすること。 ハ　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。 二　日常生活に必要な最小限度の部分の修理 イ　災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。 ロ　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。 (1)　(2)に掲げる世帯以外の世帯　七十万六千円 (2)　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十四万三千円 ハ　日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から	（被災した住宅の応急修理） 第七条　法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。 一　災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。 二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。 イ　ロに掲げる世帯以外の世帯　七十万六千円 ロ　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十四万三千円

三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）に完了すること。 ［号を削る。］	三　住宅の応急修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）に完了すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和五年四月一日から適用する。